

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 8) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税 8) (所得税：外) (国税 8) (個人住民税：外 (自動連動)) (地方税 8)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【延長】 【単独】	
4	内容	《現行制度の概要》 農業を営む個人又は農地所有適格法人が飼育した肉用牛を、家畜市場、中央卸売市場、農林水産大臣が認定した食肉市場等において売却した場合又は飼育した生後 1 年未満の肉用子牛を農林水産大臣が指定した農業協同組合若しくは同連合会に委託して売却した場合、1 頭当たりの売却価額が 100 万円 (交雑種は 80 万円、乳用種は 50 万円) 未満の肉用牛又は高等登録牛であって、その肉用牛の頭数の合計が 1,500 頭以内であるとき、個人にあつては、その肉用牛の売却により生じた事業所得について所得税及び住民税を免税し、法人にあつては、その肉用牛の売却により生じた利益の額を損金の額に算入する。	
		《要望の内容》 肉用牛の売却による農業所得の特例の適用期限を 3 年延長すること。 なお、卸売市場法の改正を踏まえ、現在売却証明書の発行市場として認定を受けている地方卸売市場が引き続き認定対象となるよう所要の措置を講じること。	
		《関係条項》 (法人) 租税特別措置法第 67 条の 3 及び第 68 条の 101 (個人) 租税特別措置法第 25 条、地方税法附則第 6 条	
5	担当部局	生産局畜産部食肉鶏卵課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成 31 年 4 月～令和元年 8 月 分析対象期間：各項目に記載	
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創設年度：昭和 42 年度創設 (地方税は昭和 43 年度)</li> <li>・ 改正経緯： 平成 29 年度：3 年延長。 平成 23 年度：3 年延長、1 戸当たりの売却頭数の上限を見直し (2,000 頭から 1,500 頭)、1 頭当たりの売却価額の上限を見直し (交雑種の売却価額の上限を 100 万円から 80 万円)。 平成 20 年度：3 年延長、1 戸当たりの売却頭数に上限 (2,000</li> </ul>	

		<p>頭)を設定、1頭当たりの売却価額の上限を見直し(乳用種の売却価額の上限を100万円から50万円)。</p> <p>平成17年度:3年延長、適用期間を5年間から3年間に短縮。  昭和55年度:5年延長、子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛を対象に追加、1頭当たりの売却価額に上限(100万円)を設定。</p>
8	適用又は延長期間	<p>各3年間延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税 令和3年1月1日～令和5年12月31日</li> <li>・法人税 令和3年4月1日～令和6年3月31日</li> <li>・地方税 令和4年度～令和6年度</li> </ul>
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》  肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く、投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。また、高齢化に伴う離農が進展する中、飼料コストの高止まり、繁殖基盤の脆弱化、さらにはTPP11や日EU・EPAの発効及び日米TAG交渉等の国際化の進展により、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。また、政府の「農林水産業の輸出力強化戦略」における輸出目標額(2019年目標:250億円)については、2020年以降引き上げが見込まれる状況にあり、さらなる生産基盤の強化が不可欠である。</p> <p>このような中、我が国の肉用牛経営が本特例措置を活用することにより、「食料・農業・農村基本計画(平成27年3月閣議決定)」(目標年度平成37年度)において定めている、牛肉需要の長期見通しに即した牛肉の生産数量の目標達成に向け、規模拡大等による経営体質の強化により経営の安定化を図り、国民から求められる国産牛肉の安定供給を確保するとともに、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用、雇用の創出等による地域経済の活力の維持、「攻めの農林水産業」の重要項目である牛肉の輸出の拡大に資する。</p> <p>《政策目的の根拠》  「食料・農業・農村基本計画(平成27年3月閣議決定)」  ・「農業生産については、農業者その他関係者が、国内生産による食料生産能力の維持向上を図りつつ、マーケットインの発想による多様かつ高度な消費者ニーズに対応した国内農業の生産を拡大することが重要」とされており、主要品目毎の生産数量目標等を定めている。</p> <p>「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針(平成27年3月農林水産省)」  ・「酪農及び肉用牛生産は、関連産業の裾野が広いことから、その振興は、関連産業の発展等を通じて地域の雇用と所得の創出に資する。」「酪農及び肉用牛生産は、良質な動物性たんぱく質の供給のほか、地域資源の活用による国土の保全や景観形成、堆肥の</p>

		<p>土壌への還元による資源循環の促進、雇用の創出による地域の活性化に資する」とされている。</p> <p>「農林水産業の輸出力強化戦略（平成 28 年 5 月 19 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出拡大に向けて、「市場開拓・需要創出」に取り組むとともに、「供給力の強化」として、「和牛生産量の維持・拡大【平成 37 年度までに和牛の飼養頭数を 186 万頭（平成 27 年：166 万頭）まで増頭】」に取り組むこととされている。</li> </ul> <p>「未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ KPI として「2019 年に農林水産物・食品の輸出額 1 兆円を達成する（2012 年：4,497 億円）」（※）と定められ、「『農林水産業の輸出力強化戦略』（平成 28 年 5 月 19 日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）及び『農林水産物輸出インフラ整備プログラム』（同年 11 月 29 日同本部決定）に基づく輸出促進の取組を着実に実行する」とされている。</li> </ul> <p>※「農林水産業・地域の活力創造プラン（平成 30 年 11 月 27 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「2019 年までに農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円に増大させ、その実績を基に、新たに 2030 年に 5 兆円の実現を目指す目標」を掲げている。</li> </ul> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「農林水産業の輸出力強化に向け、輸出先国の輸入規制に対して政府一体となって戦略的に取り組むための『輸出促進本部（仮称）』を農林水産省に創設し、「輸出のための施設認定や証明書発行を農林水産省も行えることとし、厚生労働省とも連携して迅速に手続を進める」ことで更なる輸出促進に取り組むこととされている。</li> </ul>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]</p> <p>農業の持続的な発展</p> <p>[政策分野]</p> <p>需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革</p>

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定）」において、平成37年度※の牛肉（枝肉）の生産量を達成目標としている。</p> <p>※ 目標年度については、食料・農業・農村基本計画において10年後の数値目標が設定されることから平成37年度とした（5年毎に見直し）。</p> <p>※ 中間目標については、租税特別措置の延長期間である令和6年度における生産量を年平均伸び率から推計した。</p> <table border="1" data-bbox="576 600 1393 860"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">目 標</th> <th>中間目標</th> </tr> <tr> <th>H25年度 (A)</th> <th>H37年度 (B)</th> <th>年平均伸び率 (%) (25～37年度)</th> <th>比率 (%) (B)/(A)</th> <th>R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉（枝肉） 生産量 (単位：万トン)</td> <td>51</td> <td>52</td> <td>0.16</td> <td>102</td> <td>51.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 [測定指標] 牛肉（枝肉）生産量、肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数</p> <p>[達成目標実現による寄与] 本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与するとともに、供給制約によるボトルネックを解消することにより、国産牛肉の輸出拡大にも寄与する。</p>		目 標				中間目標	H25年度 (A)	H37年度 (B)	年平均伸び率 (%) (25～37年度)	比率 (%) (B)/(A)	R6年度	牛肉（枝肉） 生産量 (単位：万トン)	51	52	0.16	102	51.9																			
	目 標				中間目標																																	
	H25年度 (A)	H37年度 (B)	年平均伸び率 (%) (25～37年度)	比率 (%) (B)/(A)	R6年度																																	
牛肉（枝肉） 生産量 (単位：万トン)	51	52	0.16	102	51.9																																	
10 有効性等	① 適用数	<p>【法人】 (単位：法人、件)</p> <table border="1" data-bbox="576 1413 1393 1765"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 実績</th> <th>H28年度 実績/見込</th> <th>H29年度 実績/見込</th> <th>H30年度 見込</th> <th>R元年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>3,514</td> <td>3,625</td> <td>3,735</td> <td>3,846</td> <td>3,956</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>1,417</td> <td>1,581</td> <td>1,708</td> <td>1,288</td> <td>1,288</td> </tr> <tr> <th></th> <th>R2年度 見込</th> <th>R3年度 見込</th> <th>R4年度 見込</th> <th>R5年度 見込</th> <th>R6年度 見込</th> </tr> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>4,067</td> <td>4,178</td> <td>4,288</td> <td>4,399</td> <td>4,509</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>1,288</td> <td>1,288</td> <td>1,288</td> <td>1,288</td> <td>1,288</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 適用の範囲、適用件数の算出根拠は別添3～5のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地所有適格法人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。</li> <li>・ 前回要望時において想定した29年度の適用者数は1,241であったが、29年度の実績は1,708であり、想定を上回った。</li> </ul>		H27年度 実績	H28年度 実績/見込	H29年度 実績/見込	H30年度 見込	R元年度 見込	適用の範囲	3,514	3,625	3,735	3,846	3,956	適用件数	1,417	1,581	1,708	1,288	1,288		R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込	適用の範囲	4,067	4,178	4,288	4,399	4,509	適用件数	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288
	H27年度 実績	H28年度 実績/見込	H29年度 実績/見込	H30年度 見込	R元年度 見込																																	
適用の範囲	3,514	3,625	3,735	3,846	3,956																																	
適用件数	1,417	1,581	1,708	1,288	1,288																																	
	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込																																	
適用の範囲	4,067	4,178	4,288	4,399	4,509																																	
適用件数	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288																																	

		<p>【個人】 (単位：人、件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 実績</th> <th>H28年度 実績/見込</th> <th>H29年度 実績/見込</th> <th>H30年度 見込</th> <th>R元年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>65,514</td> <td>61,336</td> <td>57,158</td> <td>52,979</td> <td>48,801</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>21,291</td> <td>23,256</td> <td>21,282</td> <td>20,159</td> <td>20,159</td> </tr> <tr> <th></th> <th>R2年度 見込</th> <th>R3年度 見込</th> <th>R4年度 見込</th> <th>R5年度 見込</th> <th>R6年度 見込</th> </tr> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>44,623</td> <td>40,445</td> <td>36,267</td> <td>32,088</td> <td>27,910</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>20,159</td> <td>20,159</td> <td>20,159</td> <td>20,159</td> <td>20,159</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 適用の範囲、適用件数の算出根拠は別添6、7のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業を営む個人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。</li> <li>前回要望時において想定した29年度の適用者数は18,589であったが、29年度の実績は21,282であり、想定を上回った。</li> </ul>		H27年度 実績	H28年度 実績/見込	H29年度 実績/見込	H30年度 見込	R元年度 見込	適用の範囲	65,514	61,336	57,158	52,979	48,801	適用件数	21,291	23,256	21,282	20,159	20,159		R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込	適用の範囲	44,623	40,445	36,267	32,088	27,910	適用件数	20,159	20,159	20,159	20,159	20,159
	H27年度 実績	H28年度 実績/見込	H29年度 実績/見込	H30年度 見込	R元年度 見込																																	
適用の範囲	65,514	61,336	57,158	52,979	48,801																																	
適用件数	21,291	23,256	21,282	20,159	20,159																																	
	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込																																	
適用の範囲	44,623	40,445	36,267	32,088	27,910																																	
適用件数	20,159	20,159	20,159	20,159	20,159																																	
② 適用額		<p>【法人】 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 実績</th> <th>H28年度 実績</th> <th>H29年度 実績</th> <th>H30年度 見込</th> <th>R元年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>29,748</td> <td>35,606</td> <td>34,106</td> <td>26,297</td> <td>26,297</td> </tr> <tr> <th></th> <th>R2年度 見込</th> <th>R3年度 見込</th> <th>R4年度 見込</th> <th>R5年度 見込</th> <th>R6年度 見込</th> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>26,297</td> <td>26,297</td> <td>26,297</td> <td>26,297</td> <td>26,297</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 適用額の算出根拠は別添3～5のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前回要望時において想定した適用額は21,154百万円であったが、適用額は個々の経営における収益性の変動等にも左右されるため、29年度の実績は34,106百万円であり、想定を上回った。</li> </ul>		H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込	R元年度 見込	適用額	29,748	35,606	34,106	26,297	26,297		R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込	適用額	26,297	26,297	26,297	26,297	26,297												
	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込	R元年度 見込																																	
適用額	29,748	35,606	34,106	26,297	26,297																																	
	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込																																	
適用額	26,297	26,297	26,297	26,297	26,297																																	
③ 減収額		<p>【法人】 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 実績</th> <th>H28年度 実績</th> <th>H29年度 実績</th> <th>H30年度 見込</th> <th>R元年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>5,822</td> <td>7,141</td> <td>6,743</td> <td>5,073</td> <td>5,073</td> </tr> <tr> <th></th> <th>R2年度 見込</th> <th>R3年度 見込</th> <th>R4年度 見込</th> <th>R5年度 見込</th> <th>R6年度 見込</th> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>5,073</td> <td>5,073</td> <td>5,073</td> <td>5,073</td> <td>5,073</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 減収額は法人税、法人住民税及び法人事業税の合計（各税の減収額は別添3～5のとおり）。</p>		H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込	R元年度 見込	減収額	5,822	7,141	6,743	5,073	5,073		R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込	減収額	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073												
	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込	R元年度 見込																																	
減収額	5,822	7,141	6,743	5,073	5,073																																	
	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込																																	
減収額	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073																																	

【個人】 (単位：百万円)

	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込	R元年度 見込
減収額	20,625	30,991	25,078	21,444	21,444
	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込
減収額	21,444	21,444	21,444	21,444	21,444

※ 減収額は所得税、個人住民税の合計（各税の減収額は別添6、7のとおり）。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。

しかしながら、前回要望時（平成28年）において平成37年度の目標としていた牛肉生産量52万トンと設定しているが、平成30年度実績は48万トンにとどまった。目標を下回った理由は、肉用子牛生産者の高齢化等の進展により、小規模層を中心に飼養戸数が減少していることもあるが、平成22年の口蹄疫、平成23年の東日本大震災の発生の影響も受けて、肉用牛の生産頭数が減少傾向で推移してきた影響が大きいと考えられる。

[牛肉生産量の推移]

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H37年度 (R7)
牛肉（枝肉） 生産量 (単位：万トン)	47	46	47	48	52 (目標)

(農林水産省：食肉流通統計)

肉用子牛生産者の高齢化等の進展により、小規模層を中心に飼養戸数が減少していることもあるが、平成22年の口蹄疫、平成23年の東日本大震災の発生の影響も受けて、肉用牛の飼養頭数が減少し、それに伴い一時的に生産量が減少したものの、生産基盤の強化に取り組み繁殖用雌牛頭数が平成28年から増加に転じ、牛肉生産量も平成29年度から回復に転じた。このような中、引き続き、本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなり、これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。

[肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数の推移]

	H27年 実績	H28年 実績	H29年 実績	H30年 実績
1戸当たりの頭数	45.8	47.8	49.9	52.0

(農林水産省：畜産統計)

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本租特の要望に当たり、肉用牛経営者を対象とした実態調査（有効回答数約1,800件）によれば、特例措置の適用者は非適用者に比べて1戸当たり飼養頭数の対前年比増加率が1.5ポイント程度高くなっており、特例措置の適用者は非適用者に比べて飼養頭数の増加割合が高くなると見込まれる。

[特例措置適用者の1戸当たりの飼養頭数等の推移]

	H29年 実績	H30年 実績	対前年比
1戸当たりの頭数（個人）	54.4	55.7	102.3%
1戸当たりの牛肉生産量（※1） （個人）（単位：トン）	16.1	16.5	
1戸当たりの頭数（法人）	1090.5	1153.9	105.8%
1戸当たりの牛肉生産量 （法人）（単位：トン）	322.7	341.5	

(食肉鶏卵課：肉用牛売却所得の課税の特例に関する  
実態調査（平成30年）)

[特例措置非適用者（※2）の1戸当たりの飼養頭数等の推移]

	H29年 実績	H30年 実績	対前年比
1戸当たりの頭数（個人）	15.4	15.5	100.8%
1戸当たりの牛肉生産量 （個人）（単位：トン）	4.5	4.6	
1戸当たりの頭数（法人）	256.6	266.9	104.0%
1戸当たりの牛肉生産量 （法人）（単位：トン）	75.9	79.0	

(食肉鶏卵課：肉用牛売却所得の課税の特例に関する  
実態調査（平成30年）)

(※1) 1戸当たりの牛肉生産量(推計) = (1戸当たりの飼養頭数) × (飼養頭数のうち販売される頭数の割合) × (1頭当たりの平均枝肉重量)

- ・ 飼養頭数のうち販売される頭数の割合（1戸当たりの平均）  
： 畜産物生産費統計より、1経営体当たりの平均販売頭数を平均飼養頭数で除して算出
- ・ 1頭当たりの平均枝肉重量  
： 食肉流通統計より、年間の取引枝肉重量の合計を頭数で除して算出

		<p>(※2) 特例措置非適用者        : 実態調査において特例措置を利用しなかった者(赤字経営であった者、総合課税を選択した者等は含まない)</p> <p>飼養戸数が減少する中、飼養頭数の増加を支えているのは各経営体の規模拡大(1戸当たり飼養頭数の増大)であり、目標達成に向けては直近の牛肉生産量の増加基調を維持・向上する必要がある、特例措置の適用者による規模拡大が不可欠と考えられる。</p> <p>特例措置適用者は非適用者に比して、1戸当たりの飼養頭数及び牛肉生産量(推計)が増加し規模拡大は進んでおり、特例措置非適用者との規模の比較でも、個人では約3.5倍、法人では約3.9倍の水準にある。今後も、引き続き本措置を講ずることで、特例措置適用者は非適用者に比して、積極的に規模拡大が図られることとなる。また、特例措置適用者数は2万件程度で推移しており、本特例措置適用者は、国産牛肉の安定供給に貢献している。</p>
	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>《税収減を是認するような効果の有無》        (分析対象期間:平成27年度~令和6年度)</p> <p>&lt;経済波及効果の試算&gt;</p> <p>平成29年度の法人における推定減収額6,743百万円のうち、実態調査において生産性向上、規模拡大、施設整備に使われた割合(82%)に当たる5,529百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約13,576百万円となる。</p> <p style="text-align: center;">       (生産誘発額の内訳        第1次波及効果        ・(直接効果)肉用牛部門の生産増加額5,155百万円        ・(間接効果)飼料・運輸等で8,421百万円)     </p> <p>減収額の6,743百万円に対し、経済波及効果は13,576百万円と減収額を上回るため、是認できる。</p> <p>※ 経済波及効果の計算方法として、「平成23年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数(100部門)」を使用</p> <p>※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2-1参照</p> <p>※ 実態調査は「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(30年度農林水産省食肉鶏卵課実施)」を使用</p> <p>また、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税収減を是認する効果があると考えている。</p>

## 【法人】

(単位：百万円)

	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込
減収額	5,822	7,141	6,743	5,073
経済波及効果	11,722	14,379	13,576	10,214
	R元年度 見込	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込
減収額	5,073	5,073	5,073	5,073
経済波及効果	10,214	10,214	10,214	10,214
	R5年度 見込	R6年度 見込		
減収額	5,073	5,073		
経済波及効果	10,214	10,214		

一方、個人においても同様に試算すると、平成29年度の推定減収額25,078百万円のうち、実態調査において生産性向上、規模拡大、施設整備に使われた割合(88%)に当たる22,069百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約54,187百万円となる。

## 生産誘発額の内訳

## 第1次波及効果

- ・(直接効果) 肉用牛部門の生産増加額20,574百万円
- ・(間接効果) 飼料・運輸等で33,613百万円

減収額の25,078百万円に対し、経済波及効果は54,187百万円と減収額を上回るため、是認できる。

- ※ 経済波及効果の計算方法として、「平成23年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数(100部門)」を使用
- ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2-2参照
- ※ 実態調査は「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(30年度農林水産省食肉鶏卵課実施)」を使用

また、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税収減を是認する効果があると考えている。

		<p>【個人】 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 実績</th> <th>H28年度 実績</th> <th>H29年度 実績</th> <th>H30年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>20,625</td> <td>30,991</td> <td>25,078</td> <td>21,444</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>44,565</td> <td>66,963</td> <td>54,187</td> <td>46,335</td> </tr> <tr> <th></th> <th>R元年度 見込</th> <th>R2年度 見込</th> <th>R3年度 見込</th> <th>R4年度 見込</th> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>21,444</td> <td>21,444</td> <td>21,444</td> <td>21,444</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>46,335</td> <td>46,335</td> <td>46,335</td> <td>46,335</td> </tr> <tr> <th></th> <th>R5年度 見込</th> <th>R6年度 見込</th> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>21,444</td> <td>21,444</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>46,335</td> <td>46,335</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>本特例措置の延長により、将来にわたり牛肉の安定供給に寄与するとともに、関連産業の発展等を通じた地域の雇用と所得の創出に資するため、関連産業を含め多大な経済波及効果があると見込まれる。</p>		H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込	減収額	20,625	30,991	25,078	21,444	経済波及効果	44,565	66,963	54,187	46,335		R元年度 見込	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	減収額	21,444	21,444	21,444	21,444	経済波及効果	46,335	46,335	46,335	46,335		R5年度 見込	R6年度 見込			減収額	21,444	21,444			経済波及効果	46,335	46,335		
	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込																																											
減収額	20,625	30,991	25,078	21,444																																											
経済波及効果	44,565	66,963	54,187	46,335																																											
	R元年度 見込	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込																																											
減収額	21,444	21,444	21,444	21,444																																											
経済波及効果	46,335	46,335	46,335	46,335																																											
	R5年度 見込	R6年度 見込																																													
減収額	21,444	21,444																																													
経済波及効果	46,335	46,335																																													
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、国産牛肉の安定供給を図るための肉用牛生産振興対策の一つとして発足し、我が国の肉用牛生産振興上、重要な役割を果たしてきている。また、離島や山村地域等の条件不利地域等における国土の有効利用と地域振興に寄与している。</p> <p>これまで本特例措置の適用を受けてきたが、高齢化に伴う離農が進展する中、飼料コストの高止まり、繁殖基盤の脆弱化、さらにはTPP11や日EU・EPAの発効及び日米TAG交渉等の国際化の進展により、最近の肉用牛経営をめぐる状況は極めて不安定な状況にある。また、政府の「農林水産業の輸出力強化戦略」における輸出目標額（2019年目標：250億円）については、2020年以降引き上げが見込まれる状況にあり、さらなる生産基盤の強化が不可欠である。</p> <p>また、肉用牛経営は相場の変動等を踏まえつつ設備等の投資を臨機応変に行う必要があるが、本特例措置により得られた原資は、個々の経営判断で最適と判断する時期に投資に充てることができるため、経営体質強化に向けた効率的な投資を可能とする。</p> <p>このため、肉用牛農家の経営の安定を図り、条件不利地域の産業基盤の維持、新たな雇用の創出を促し、輸出を拡大していく上でも本特例措置について、適用期限を延長する必要がある。</p>																																													
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。</p> <p>そのような中で、肉用子牛生産者補給金制度では、指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、国から補給金を交付している。また、肉用牛肥育経営安定交付金制度では、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に差額の一部を補填金と</p>																																													

		<p>して交付している。いずれの措置も、生産者の収益性が一時的に大きく悪化した際に離農を防ぐためのセーフティーネットとして機能している。</p> <p>一方、本特例措置は、牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受ける肉用牛経営において、前向きな投資による規模拡大等によって経営体質を強化し、国産牛肉の安定的な供給に資するものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>肉用牛経営は、畑作物等の耕種経営が困難な離島、山村地域等の条件不利地域を含め、林地や傾斜地における草資源を利用した飼養等により国土の保全・有効活用に資する。また、肉用牛はと畜後の加工・流通など関連産業の裾野が広く地域の雇用創出に貢献し地域経済の活力維持に資するものである。加えて、都道府県及び市町村は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、「都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」又は「市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」を作成し、それらの計画に沿って肉用牛生産の振興を図っており、その実現を図るためにも地方公共団体が本措置に協力することは妥当である。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月（農水 01）

## 1. 減税見込額積算

## H27年度

H27年度の法人税適用件数：1,417件 ※1

H27年度の所得税適用件数：21,291件 ※4

・法人税……①	2,100 百万円	※2	・所得税……④	12,884 百万円	※4
・法人住民税……②	1,015 百万円	※3	・個人住民税……⑤	7,741 百万円	※5
・法人事業税……③	2,707 百万円	※3			

※1「平成27年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第193回国会報告)」(財務省)より

※2「平成27年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第193回国会報告)」を基に試算した減収額(実績推定)(財務省)より

※3「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第193回国会報告)」(総務省)より

※4「統計年報」(国税庁)より

※5「統計年報」(国税庁)の総所得金額等額より算出

## ○減税見込み額

(法人)

①+②+③ = 5,822 百万円

(個人)

④+⑤ = 20,625 百万円

## 2. 適用実績及び適用見込

(法人)

区分(年度)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (見込)	R元 (見込)	R2 (見込)
適用件数	1,417	1,581	1,708	1,288	1,288	1,288
減税見込額(単位:百万円)	5,822	7,141	6,743	5,073	5,073	5,073
区分(年度)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)		
適用件数	1,288	1,288	1,288	1,288		
減税見込額(単位:百万円)	5,073	5,073	5,073	5,073		

(個人)

区分(年度)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (見込)	R元 (見込)	R2 (見込)
適用件数	21,291	23,256	21,282	20,159	20,159	20,159
減税見込額(単位:百万円)	20,625	30,991	25,078	21,444	21,444	21,444
区分(年度)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)		
適用件数	20,159	20,159	20,159	20,159		
減税見込額(単位:百万円)	21,444	21,444	21,444	21,444		

・H28～R6年度の適用件数及び減収見込額の実績又は見込みの算出方法は、別添3～7のとおり。

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠(法人)

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
平成27年度	肉用牛 (4,774)		
平成28年度	肉用牛 (5,856)		
平成29年度	肉用牛 (5,529)		
平成30年度	肉用牛 (4,160)		
令和元年度	肉用牛 (4,160)		
令和2年度	肉用牛 (4,160)		
令和3年度	肉用牛 (4,160)		
令和4年度	肉用牛 (4,160)		
令和5年度	肉用牛 (4,160)		
令和6年度	肉用牛 (4,160)		

## 投入額の考え方

平成30年度に行ったアンケート調査「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査」によれば、免税相当額の活用先は、「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」が82%であった。平成29年度の減収額6,743百万円の82%に当たる5,529百万円を投入額とした。

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠(個人)

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
平成27年度	肉用牛 (18,150)		
平成28年度	肉用牛 (27,272)		
平成29年度	肉用牛 (22,069)		
平成30年度	肉用牛 (18,871)		
令和元年度	肉用牛 (18,871)		
令和2年度	肉用牛 (18,871)		
令和3年度	肉用牛 (18,871)		
令和4年度	肉用牛 (18,871)		
令和5年度	肉用牛 (18,871)		
令和6年度	肉用牛 (18,871)		

## 投入額の考え方

平成30年度に行ったアンケート調査「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査」によれば、免税相当額の活用先は、「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」が88%であった。平成29年度の減収額25,078百万円の88%に当たる22,069百万円を投入額とした。

### 税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	肉用牛の売却による農業所得の特例措置の延長
税 目	法人税
根拠法	措法 67 の 3 の 1、68 の 101 の 1

#### 1 適用実績及び適用見込み

	27 年度 実績	28 年度 実績/見込み	29 年度 実績/見込み	30 年度 見込み	元年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	3,514	3,625	3,735	3,846	3,956
適用件数 (件)	1,417	1,581	1,708	1,288	1,288
適用額 (千円)	29,748,367	35,605,934	34,106,372	26,296,501	26,296,501
減収額合計 (千円)	2,100,000	2,900,000	2,700,000	1,742,857	1,742,857
1 件当たり 減収額 (千円)	1,482	1,834	1,581	1,353	1,353
	2 年度 見込み	3 年度 見込み	4 年度 見込み	5 年度 見込み	6 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	4,067	4,178	4,288	4,399	4,509
適用件数 (件)	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288
適用額 (千円)	26,296,501	26,296,501	26,296,501	26,296,501	26,296,501
減収額合計 (千円)	1,742,857	1,742,857	1,742,857	1,742,857	1,742,857
1 件当たり 減収額 (千円)	1,353	1,353	1,353	1,353	1,353

#### 2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

##### (1) 適用実績

- ① 適用の範囲 (27 年度) : 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数 (27~29 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ③ 適用額 (27~29 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ④ 減収額合計 (27~29 年度) : 「租税特別措置の増減収額試算 (財務省)」

## (2) 適用見込み

### ① 適用の範囲（27を除く各年度）：

$(3,514^{※1} - 2,961^{※2}) \div 5 = 110.6$  …1年当たりの増加数

1年当たり110.6法人増加する見込みで推計

※1「平成27年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

※2「平成22年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

### ② 適用件数（30～6年度）：直近7カ年（23～29年度）の適用件数の平均

（23年度：951件、24年度：1,020件、25年度：1,117件、26年度：1,224件）

### ③ 適用額（30～6年度）：直近7カ年（23～29年度）の適用額の平均

（23年度：16,786,767千円、24年度：21,448,395千円、25年度：22,942,032千円、26年度：23,437,643千円）

### ④ 減収額合計（30～6年度）：直近7カ年（23～29年度）の減収額の平均

（23年度：600,000千円、24年度：1,500,000千円、25年度：1,400,000千円、26年度：1,000,000千円）

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

### 税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	肉用牛の売却による農業所得の特例措置の延長
税 目	法人住民税
根拠法	地法 51、措法 67 の 3、68 の 101

#### 1 適用実績及び適用見込み

	27 年度 実績	28 年度 実績/見込み	29 年度 実績/見込み	30 年度 見込み	元年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	3,514	3,625	3,735	3,846	3,956
適用件数 (件)	1,417	1,581	1,708	1,288	1,288
適用額 (千円)	29,748,367	35,605,934	34,106,372	26,296,501	26,296,501
減収額合計 (千円)	1,014,806	1,089,292	1,029,535	999,586	999,586
1 件当たり 減収額 (千円)	716	689	603	776	776
	2 年度 見込み	3 年度 見込み	4 年度 見込み	5 年度 見込み	6 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	4,067	4,178	4,288	4,399	4,509
適用件数 (件)	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288
適用額 (千円)	26,296,501	26,296,501	26,296,501	26,296,501	26,296,501
減収額合計 (千円)	999,586	999,586	999,586	999,586	999,586
1 件当たり 減収額 (千円)	776	776	776	776	776

#### 2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

##### (1) 適用実績

- ① 適用の範囲 (27 年度) : 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計。
- ② 適用件数 (27~29 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ③ 適用額 (27~29 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ④ 減収額合計 (27~29 年度) : 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (総務省)」

## (2) 適用見込み

### ① 適用の範囲（27を除く各年度）：

$(3,514^{*1} - 2,961^{*2}) \div 5 = 110.6$  …1年当たりの増加数

1年当たり110.6法人増加する見込みで推計

※1「平成27年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

※2「平成22年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

### ② 適用件数（30～6年度）：直近7カ年（23～29年度）の適用件数の平均

（23年度：951件、24年度：1,020件、25年度：1,117件、26年度：1,224件）

### ③ 適用額（30～6年度）：直近7カ年（23～29年度）の適用額の平均

（23年度：16,786,767千円、24年度：21,448,395千円、25年度：22,942,032千円、26年度：23,437,643千円）

### ④ 減収額合計（30～6年度）：直近7カ年（23～29年度）の減収額の平均

（23年度：871,234千円、24年度：946,196千円、25年度：1,012,088千円、26年度：1,033,952千円）

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

### 税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	肉用牛の売却による農業所得の特例措置の延長
税 目	法人事業税
根拠法	地法 72

#### 1 適用実績及び適用見込み

	27 年度 実績	28 年度 実績/見込み	29 年度 実績/見込み	30 年度 見込み	元年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	3,514	3,625	3,735	3,846	3,956
適用件数 (件)	1,417	1,581	1,708	1,288	1,288
適用額 (千円)	29,748,367	35,605,934	34,106,372	26,296,501	26,296,501
減収額合計 (千円)	2,706,931	3,151,527	3,013,318	2,330,539	2,330,539
1 件当たり 減収額 (千円)	1,910	1,993	1,764	1,809	1,809
	2 年度 見込み	3 年度 見込み	4 年度 見込み	5 年度 見込み	6 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	4,067	4,178	4,288	4,399	4,509
適用件数 (件)	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288
適用額 (千円)	26,296,501	26,296,501	26,296,501	26,296,501	26,296,501
減収額合計 (千円)	2,330,539	2,330,539	2,330,539	2,330,539	2,330,539
1 件当たり 減収額 (千円)	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809

#### 2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

##### (1) 適用実績

- ① 適用の範囲 (27 年度) : 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計。
- ② 適用件数 (27~29 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ③ 適用額 (27~29 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ④ 減収額合計 (27~29 年度) : 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (総務省)」

## (2) 適用見込み

### ① 適用の範囲（27を除く各年度）：

$(3,514^{※1} - 2,961^{※2}) \div 5 = 110.6$  …1年当たりの増加数

1年当たり110.6法人増加する見込みで推計

※1「平成27年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

※2「平成22年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

### ② 適用件数（30～6年度）：直近7カ年（23～29年度）の適用件数の平均

（23年度：951件、24年度：1,020件、25年度：1,117件、26年度：1,224件）

### ③ 適用額（30～6年度）：直近7カ年（23～29年度）の適用額の平均

（23年度：16,786,767千円、24年度：21,448,395千円、25年度：22,942,032千円、26年度：23,437,643千円）

### ④ 減収額合計（30～6年度）：直近7カ年（23～29年度）の減収額の平均

（23年度：1,463,890千円、24年度：1,904,161千円、25年度：2,013,356千円、26年度：2,060,591千円）

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

### 税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	肉用牛の売却による農業所得の特例措置の延長
税 目	所得税
根拠法	措法 25

#### 1 適用実績及び適用見込み

	27 年度 実績	28 年度 実績/見込み	29 年度 実績/見込み	30 年度 見込み	元年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	65,514	61,336	57,158	52,979	48,801
適用件数 (件)	21,291	23,256	21,282	20,159	20,159
減収額合計 (千円)	12,884,000	20,040,000	15,402,000	15,000,000	15,000,000
1 件当たり 減収額 (千円)	605	862	724	744	744
	2 年度 見込み	3 年度 見込み	4 年度 見込み	5 年度 見込み	6 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	44,623	40,445	36,267	32,088	27,910
適用件数 (件)	20,159	20,159	20,159	20,159	20,159
減収額合計 (千円)	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000
1 件当たり 減収額 (千円)	744	744	744	744	744

#### 2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

##### (1) 適用実績

- ① 適用の範囲 (27 年度) : 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ② 適用件数 (27~29 年度) : 「統計年報 (国税庁)」
- ③ 減収額合計 (27~29 年度) : 「統計年報 (国税庁)」

(2) 適用見込み

① 適用の範囲（27を除く各年度）：

$(86,405^{※1} - 65,514^{※2}) \div 5 = 4,178.2$  …1年当たりの減少数

1年当たり4,178.2人減少する見込みで推計

※1「平成22年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計

※2「平成27年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計

② 適用件数（30～6年度）：直近7カ年（23～29年度）の適用件数の平均

（23年度：18,332件、24年度：18,253件、25年度：19,692件、26年度：19,005件）

③ 減収額合計（30～6年度）：財務省「法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額（令和元年7月）」

### 税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	肉用牛の売却による農業所得の特例措置の延長
税 目	個人住民税
根拠法	地法附 6

#### 1 適用実績及び適用見込み

	27 年度 実績	28 年度 実績/見込み	29 年度 実績/見込み	30 年度 見込み	元年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	65,514	61,336	57,158	52,979	48,801
適用件数 (件)	21,291	23,256	21,282	20,159	20,159
減収額合計 (千円)	7,740,700	10,951,300	9,676,000	6,443,586	6,443,586
1 件当たり 減収額 (千円)	364	471	455	320	320
	2 年度 見込み	3 年度 見込み	4 年度 見込み	5 年度 見込み	6 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	44,623	40,445	36,267	32,088	27,910
適用件数 (件)	20,159	20,159	20,159	20,159	20,159
減収額合計 (千円)	6,443,586	6,443,586	6,443,586	6,443,586	6,443,586
1 件当たり 減収額 (千円)	320	320	320	320	320

#### 2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

##### (1) 適用実績

- ① 適用の範囲 (27 年度) : 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ② 適用件数 (27~29 年度) : 「統計年報 (国税庁)」
- ③ 減収額合計 (27~29 年度) :  

$$[\text{総所得金額等額}^{\ast 1}] \times [\text{税率 (都道府県、市町村)}^{\ast 2}]$$

$$\ast 1 \text{ 「統計年報 (国税庁)」 } \quad \ast 2 \text{ 都道府県 4\%、市町村 6\%}$$

(2) 適用見込み

① 適用の範囲（27を除く各年度）：

$(86,405^{※1} - 65,514^{※2}) \div 5 = 4,178.2$  …1年当たりの減少数

1年当たり4,178.2人減少する見込みで推計

※1「平成22年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計

※2「平成27年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計

② 適用件数（30～6年度）：直近7カ年（23～29年度）の適用件数の平均

（23年度：18,332件、24年度：18,253件、25年度：19,692件、26年度：19,005件）

③ 減収額合計（30～6年度）：直近7カ年（23～29年度）の減収額の平均

（23年度：3,196,400千円、24年度：3,993,300千円、25年度：4,575,700千円、26年度：4,971,700千円）